

令和 6 年度第 2 回小牧市地域包括ケア推進計画推進委員会 議事録

日 時	令和 7 年 2 月 1 0 日（月） 午前 1 0 時～午前 1 1 時 3 0 分
場 所	小牧市役所 東庁舎 5 階 大会議室
出 席 者	【出席委員】（名簿順） 長岩 嘉文 日本福祉大学中央福祉専門学校 校長 加藤 益丈 小牧市歯科医師会 副会長 石田 幸大 小牧市薬剤師会 近藤 幸子 小牧市介護保険サービス事業者連絡会（居宅介護支援部会） 江口 はづき 小牧市介護保険サービス事業者連絡会（施設部会） 河内 宏一 小牧市リハビリテーション連絡会 小木曾 眞知子 障がい福祉相談支援事業所 三嶋 直美 南部地域包括支援センター 管理者 田中 秀治 小牧市社会福祉協議会 事務局次長兼在宅福祉課長 鳥居 由香里 こまき市民活動ネットワーク 理事 熊澤 正幸 区長会連合会 連合副会長（巾下地区） 小林 静生 小牧市地区民生委員・児童委員連絡協議会 篠岡地区会長 櫻井 郁代 学校教育課 指導主事 橋本 牧男 公募委員 山本 菜々美 公募委員 【欠席委員】 前川 泰宏 小牧市医師会 理事 【事務局】 伊藤 俊幸 福祉部 部長 山本 格史 福祉部 次長 長縄 靖 福祉総務課 課長 平野 淳也 地域包括ケア推進課 課長 水野 清志 介護保険課 課長 長屋 孔之 福祉総務課 社会福祉係 係長 丹羽 隆人 地域包括ケア推進課 福祉政策係 係長 中野 伸一 介護保険課 保険資格係 係長 小林 夕記 福祉総務課 社会福祉係 主査 丹羽 雄己 地域包括ケア推進課 福祉政策係 主査 中村 なぎさ 介護保険課 保険資格係 主査 池谷 基善 小牧市社会福祉協議会 地域福祉課 地域係長
傍 聴 者	0 名
配付資料	資料 1 小牧市重層的支援体制整備事業実施計画（案） 資料 2 介護費用額・給付費の状況 資料 3 給付費の計画値と実績値について
当 日 配布資料	・配席表

1. 開会 事務局)

それでは定刻になりましたのでただいまから始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本委員会の進行役を務めさせていただきます、地域包括ケア推進課 福祉政策係長の丹羽でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まずは、委員会に先立ちまして、配付資料のご確認をお願いします。事前に配付しましたものとして、次第、資料1 小牧市重層的支援体制整備事業実施計画（案）、資料2 介護費用額・給付費の状況、資料3 給付費の計画値と実績値についてです。本日、配付しましたものとして、配席表になります。不足がございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

本会議は会議録作成のため録音させていただきますので、マイクを通しての発言にご協力ください。

それでは、令和6年度第2回小牧市地域包括ケア推進計画推進委員会を開催させていただきます。

まずは、本日の出席状況についてです。委員16名中15名の出席があり、出席委員が過半数に達しておりますので、本委員会が成立していることをご報告させていただきます。なお、本日の傍聴希望者はございませんでしたので、併せてご報告いたします。

それでは、会議開催に先立ちまして、伊藤福祉部長よりごあいさつを申し上げます。

(1) あいさつ

伊藤福祉部長)

皆様おはようございます。

本日はお忙しい中、小牧市地域包括ケア推進計画推進委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、前回の委員会では、委員の皆様方から幅広い、貴重なご意見をいただきましたことを重ねてお礼申し上げます。いただいたご意見につきましては、関係各課に共有させていただいたところであり、今後の事務の参考にさせていただきたいと考えております。

本日の会議では、来年度から本格的に実施していく重層的支援体制整備事業について、その内容をご説明させていただきます。また、介護保険事業につきまして計画値と実績値の比較など、現状を報告させていただきます。

本日もぜひ闊達なご意見をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

事務局)

続きまして、長岩会長からごあいさつをいただきたいと思います。長岩会長よろしくお願い申し上げます。

長岩会長)

おはようございます。

前回の委員会では、地域包括ケア推進計画の現状について、ご意見をいただいております。

子育て世代の地域活動への参加率の向上、担い手の確保のための企業へのアプローチ、避難行動要支援者台帳の登録後の実効性のある取り組みや個人情報の取り扱い、遠方に住むご家族への情報提供の工夫など、様々な計画の推進に必要なご意見をいただいたと思います。

今日は先ほどお話がありましたように、重層的支援体制整備事業実施計画というものを、小牧市がおつくりになっているということでその案と、介護保険事業のこれまでの現状につい

て、議題にしております。

限られた時間ですが、たくさんご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局)

ありがとうございました。それでは、以降の議事進行につきましては、長岩会長にお願いいたします。

2. 議題

(1) 小牧市重層的支援体制整備事業実施計画（案）について

長岩会長)

事務局からご説明をお願いします。

事務局)

小牧市重層的支援体制整備事業実施計画（案）につきましてご説明させていただきます。

私は福祉総務課の長縄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

こちらの事業につきましては、令和7年度より、小牧市といたしまして本格実施をいたします事業でございます。この事業実施にあたりまして、改めて具体的な内容をまとめたものがこちらの実施計画ということになります。

あまり聞き慣れない言葉だと思いますので、そういったところの背景や趣旨につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。昨今、少子高齢化が進展いたしまして、単身者や核家族、高齢者のみ世帯が増えるなど、社会構造が大きく変化しているところでございます。また、家族や地域のつながりが薄くなり、子育て中の親の孤立、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、8050 問題など、小牧市におきましても、一つの世帯で複雑化・複合化した課題を抱える世帯が増えてきているところでございます。日常生活を送る中で、直面する困難などから表れる複雑な支援ニーズが、これまでの社会福祉制度だけでは解決が難しくなっている現状があることが背景となっています。こうした課題に対応するため、国は令和2年度に、社会福祉法を改正し、この重層的支援体制整備事業を創設したものでございます。この重層的支援は、層が重なるという意味合いで、「重層」、「重層事業」というように略称で呼ばれることが多くありまして、後程説明します各事業が相互に重なり合いながら、対象者についての支援体制を構築していく形となります。この重層的支援体制整備事業とは、このような複雑で複合化した生活課題に対応するため、これまで高齢、障がい者、こども、生活困窮の相談支援等の取組みを活かしながら、様々な分野を超えた、関係機関や地域住民の方々との連携強化・協働のもとで、包括的な相談支援、それから参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する支援体制を構築する事業ということになります。

少し具体的な例を挙げさせていただきますと、例えば、70 代のおじいさん、おばあさん、それから 40 代の息子さんの世帯があったとしまして、こちらのおじいさんが、例えば、寝たきりの介護状態で、それからおばあさんも認知症の症状が始まってきており、息子さんはひきこもりで、お仕事もされておらず、障がいを抱えていて、障害者手帳を持っておらず、息子さんからおばあさんが虐待をされているといった世帯に対して、重層的支援体制整備事業で、課題解決に向けて調整を進めていくといったようなイメージであります。

1 ページの下段になりますが、重層的体制整備事業の目的といたしましては、地域共生社会の実現に向けて具体的に進めていくものとなっております。

続きまして、重層的支援体制整備事業の基本方針についてでございます。概要の説明にあたり、2 ページの下段、概要図をご覧くださいと思います。包括的相談支援事業といたしま

して、破線で囲った枠になりますが、こちらはすでに相談窓口として設置されている生活困窮者自立支援相談、高齢者相談、障がい者相談、子育て相談などが連携をして、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において相談を受けとめるということになります。その中で様々な困りごとを抱えた事例につきましては、中央の大きな四角で囲ってあります、多機関協働事業につないで、重層的支援会議という会議の中で、課題の解きほぐしや関係機関との役割分担を行い、それぞれの支援機関がスムーズに連携をして支援ができるよう、全体の調整をしていくということになります。また概要図の左上の四角にあります、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業については、自分からなかなか支援につながる方が難しい方のために、関係機関の関係者が、現場に出向いて支援をするということを示しています。それから下の破線の枠で囲まれたものとしたしまして、本人と社会とのつながりが持てるよう、社会参加支援や、それから居場所づくりなどを実施いたします。参加支援事業と、サロンなどの地域資源を活かしまして、人と人とが支え合う地域をつくる、地域づくり事業など、それぞれの事業がお互いに重なり合いながら本人に寄り添い、伴走する支援体制をつくっていくというイメージとなります。先ほど申しました、3人世帯のイメージで言いますと、この包括的相談支援事業で、世帯の困りごとの相談を受けまして、多機関協働の重層的支援会議に諮り、支援手段を検討していくということになります。例えば、包括支援センターや介護保険課がつながって、おじいさんは施設に入ることになり、それから包括支援センターが、おばあさんの様子を今後見守っていき、引きこもりになっている息子さんにつきましては、参加支援事業の居場所づくりのところへ、少しずつではありますが、出かけるような形で、就労に向けた支援ができるようになっていく、そういったイメージであります。このような形でうまくスムーズに進むということは、なかなかないかもしれませんがイメージとしてはそういった形ということになります。

続いて3ページをお願いいたします。実施計画の位置付けと期間・評価の見直しということでございますが、この実施計画は、重層的支援体制の整備を促進するにあたりまして、社会福祉法第106条の5の規定に基づき策定するものでございます。こちらの下段に、実施計画の位置付けのイメージを記載しております。一番上には市の最上位計画である小牧市まちづくり推進計画があり、その下には福祉分野の上位計画である小牧市地域包括ケア推進計画があります。その計画の中には4つの計画が位置付けられており、今回の実施計画は、小牧市地域福祉計画の中に位置付けられるものでございます。小牧市地域包括ケア推進計画の35ページに、「みんなに寄り添う相談体制の充実」という基本方針があり、主な事業といたしまして、この「重層的支援体制の整備」というものが位置付けられています。このことについて事業の具体的な内容及び各事業の関係等をまとめたものがこちらの実施計画となります。

4ページをご覧くださいと思います。実施計画の期間と事業評価の見直しでございます。これまで市といたしまして、この重層的支援体制整備事業への移行準備事業ということで、令和4年度から6年度にかけて実施してきたところでございまして、令和7年度から本格的に運用を行っていくということになります。計画期間は小牧市地域包括ケア推進計画の分野別計画であります、地域福祉計画に基づく位置付けということになりますので、こちらと同様に、令和11年度までといたしまして、将来的には、地域福祉計画の一部として計画内に盛り込んでいくことも考えております。事業評価と見直しにつきましては、地域包括ケア推進計画と連携した形で、毎年度実績に対して行うものとして、必要に応じて、関係課におきまして推進状況や方向性を確認し、計画内容の見直しについて検討する庁内の体制を整えていく予定です。

5ページをご覧くださいと思います。重層的支援体制整備事業の方向性と、実施内容に

ついてです。こちらにつきましては先ほどご説明をさせていただいたとおりですが、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業の 5 つの事業を一体的に行っていくものであります。ページの中央には、小牧市の重層的支援体制整備事業のイメージを載せておりますので、そちらをご覧くださいと分かりやすいかと思います。⑤多機関協働事業を軸といたしまして進めていくということでもありますので、中心に位置づけ、多機関協働事業以外の①から④までの事業につきまして、その名称や概要、主な事業をそれぞれ四隅に図示させていただいております。重層的支援会議の中で様々な課題を抱えた世帯の課題の解きほぐしや、プラン作成などを行うものが多機関協働事業ということです。小牧市といたしましては、重層的支援会議という名前が少し堅苦しいということもありますので、「こまきつながる会議」という名前を付けております。このつながる会議の流れにつきましては、この資料の最後にフロー図がありますので、そちらでまたご説明をさせていただきます。このページの下段に①包括的相談支援事業の概要を記載させていただきまして、6 ページに位置付けられている主な事業を記載しております。

6 ページをご覧くださいと思います。主な事業といたしまして、高齢者の相談でございます、地域包括支援センターを記載し、それから障がい者の方の相談であります、障害者相談支援事業を記載し、妊婦の方や子育て世代からの相談といたしまして、利用者支援事業、生活に困った方に対しまして生活困窮者自立相談支援事業を記載し、それぞれの事業におきまして、対象者、担当課、事業内容、実施方法を記載しております。

7 ページをご覧くださいと思います。②参加支援事業、④アウトリーチを通じた継続的支援事業について記載をさせていただいております。参加支援事業については、必要な支援が届いていない方やそのご家族等の狭間のニーズに対応するため、地域の社会資源を活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うもので、④のアウトリーチを通じた継続的支援事業は、本人と直接かつ継続的に関わる信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を、相談や訪問などにより行うものであります。また、対象者の把握のために、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等の情報を幅広く収集する取り組みを行うものでございます。本来これらの 2 事業につきましては、相談者の特性に限らず、支援していくものでございますが、本市といたしましては、まずは支援がうまく行き届いていなかった、ひきこもりの方やそのご家族への支援といたしまして、居場所づくりや家庭訪問などを実施するということで、参加支援事業とアウトリーチをセットにいたしまして、福祉総務課が一般社団法人に委託して実施するという位置付けとなります。

8 ページをご覧くださいと思います。③地域づくり事業について記載していますが、この事業は、なかなかイメージしづらいというところもあるかもしれませんが、それぞれの地域におきましては、世代や属性を超えて住民同士が交流できる活動や場所を確保して、健康づくりや生きがいづくり、多世代交流、子育て支援などの様々な活動と人をつなぐことで、支え合いの地域づくりに取り組もうということで、実施計画に位置付けていくものでございます。具体的な主な事業といたしましては 8 ページから 10 ページまで、その事業の内容、活動場所、支援対象者、実施方法を記載しております。8 ページには、地域介護予防活動支援事業といたしまして、認知症予防ゲームの実施及びリーダー養成や、支え合いいきいきポイント推進事業を記載しております。そして 8 ページの下段から 9 ページにかけまして、健康づくりやフレイル予防拠点といたしまして先日オープンいたしましたヘルスラボなどで行うフレイルチェック測定会や、地域介護予防活動支援事業といたしまして保健センターが実施しております介護予防のボランティア団体の集いの場の支援について記載をしているところであります。

9 ページの中段でございますが、住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、生活支

援体制整備事業といたしまして、社会福祉協議会の支え合い推進員の委託のことや、高齢者等生きがい促進支援事業を記載しています。

10 ページには、障がい者に対する支援拠点であります地域活動支援センター事業について、それから児童館や子育て世代包括支援センターといった地域子育て支援拠点事業や、生活困窮者の地域づくり事業について記載をさせていただいております。

11 ページをご覧くださいと思います。重層的支援体制整備事業の軸となります、多機関協働事業の概要を記載しております。先ほどご説明させていただいているように、複雑化・複合化した課題を抱える方の解きほぐしを行いまして、その世帯をどのような形で支援していくと良いかなどの役割分担を決めまして、支援方針を決めるプラン作成などを進めていくものであり、本市では、高齢者、障がい者、生活困窮、こども、外国籍など、3分野以上の困りごとを抱えた方をベースといたしまして、年4回の会議を基本としています。しかしながら、必要に応じて緊急的な案件がございましたら、随時開催をするという柔軟な形で現在は運用しているところであります。こちらは市の直営で行うものでありまして、委託ということではございません。重層的支援会議では、様々な機関が集まって、その世帯についての話をしていくということになりますので、本人同意をいただく必要があると考えております。しかしながら同意がいただけない場合もありますので、社会福祉法においては同意なしでも、支援会議という形で守秘義務を課した形で情報共有することができるということになっております。本人同意がありましたら、重層的支援会議という位置付けで、支援プランの作成や評価など、きめ細かい支援をしていくということができるという立て付けの整理をしています。

12 ページをご覧くださいと思います。こちらが多機関協働事業についてのイメージ図を添付しているものでございます。一番上の中央におじいさんのイラストがあると思いますが、相談者としてそれぞれの相談機関や市の担当課の方に相談があったといたしますと、その後、複数の課題を抱えているために相談支援機関・担当課だけでの支援が難しいということになった場合、福祉総務課に伝えていただきまして情報収集を行い、本人同意のある・なしで立て付けが少し変わりますが、関係する機関や担当課が集まり、重層的支援会議、もしくは支援会議によってそれぞれ情報共有や方向性などを確認し、支援プランの策定や決定を行っていくものになります。その支援プランに基づきまして、それぞれの関係機関がその世帯の支援を行いまして、課題がある程度片づいたところで、支援が終了するという流れでございます。この流れにつきましては、多機関協働事業の手引きを作成いたしまして、市の相談担当課やそれぞれの相談支援機関に情報共有をしております、このフローは昨年度末から、運用を開始しているところでございます。この実施計画は、複雑な課題を抱えた世帯につきまして、様々な多様な相談支援機関と様々な事業が、より連携、参画できる場を持ちましてその世帯の課題解決に向けて、包括的に進めていく支援体制ということをして令和7年度より実施することについて、こちらの計画で具体的にまとめたものとご理解いただければと思っております。

以上で重層的視点体制整備事業実施計画（案）についてのご説明とさせていただきます。

長岩会長）

来年度から本格実施という計画です。すでに令和4年から6年にかけて準備のための取り組みをしてこられているということで、小牧市のこの事業は、福祉総務課が所管して軸になって実施していくという説明だったと思います。なぜこの会議の議題になっているのかというと、地域包括ケア推進計画の35ページに、重層的支援体制の整備が主な事業として記載されておりますので、関連があると思えばいいということでした。

多岐にわたる事業ですので、初見では今ひとつ分からないことがあったりするのではないかと思いますので、ご質問やご意見をいただければと思います。

鳥居委員)

1 点目は、5 ページの包括相談支援事業についてです。高齢者、障がい者、こども、生活困窮者を対象として、各分野の相談支援で構築されていると思いますが、外国人の方の対応についても話題になることが多いので、やはりここの中にも私は外国人のことを記載した方がいいのではないかと思います。主な事業の中には記載がありませんが外国人支援事業についても進めていかないと、やはり言葉が複雑になることで、いろいろな困りごとを伝えていくことに困難が生じるという意味では、多文化共生との連携体制を構築していくことが必要ではないかと思っています。

2 点目は、9 ページの地域介護予防活動支援事業について、ボランティア団体という記載がありますが、このボランティア団体は既存の団体の支援をもっと実施していくのか、これから養成講座をして、新たな団体の支援を実施していくのか、この部分を教えていただきたいと思っています。

長岩会長)

それでは、この2点についていかがでしょうか。

事務局)

鳥居委員から質問いただきました1点目の5ページの各分野での相談の外国人対応をどうするのかといったところについては、それぞれの相談支援事業がある中で、例えば障がい、こども、生活困窮などの窓口のところでそれぞれ外国人対応ができるような体制をとっております。ポルトガル語や、英語などの通訳がおりますので、連携をしながら、まずはそれぞれの相談支援機関のところで受けとめていくということをしてしております。外国人に特化した事業ということは特に記載しておりませんが、対応させていただいているところでございます。また補足として、多機関協働事業の軸となるこまきつながる会議の話を先ほどさせていただきましたが、必要に応じて多文化共生推進室の職員にも会議の参加を依頼しておりますので、外国人の問題を含めた困りごとがあった場合には、会議に出席をいただき、幅広く対応できるような仕組みを整えているところでございます。

2点目でございますが、9ページに記載のボランティア団体ということであると保健センターの事業のことだと思います。この事業の位置付けとしましては、保健センターで現在行っております既存のボランティア団体の支援であります。「ももの会」という団体がありまして、その団体が行っている活動について支援をしていくというものになっておりますので、新しくボランティアを広げていくという趣旨のものでは今のところはございません。以上です。

長岩会長)

今のお答えですと、例えば6ページの主な事業に「地域包括支援センターの運営」や「障害者相談支援事業」などは例示がありますが、その中に、すでに行われている外国人支援や多文化共生の事業を並列で入れるということはできないのでしょうか。その方が外国人支援も視野に入っているということがはっきり分かると思います。

事務局)

記載しております4つの相談支援事業が、国が示す必須事業になっておりまして、そのように書かせていただきましたので、書き方としましては、どこかに多文化共生を視野に入れた形で対応しているということを、どこかに一文加えるという形になろうかと考えます。

長岩会長)

他の委員はいかがでしょう。

小木曾委員)

市の中でいろいろな分野の事業をまとめて、この計画をつくることはものすごく大変な作

業だったと思っております。日本全国的に令和7年から実施ということであり、必要な事業だとは思っているのですが、関わる人たちがすごく大変になるというイメージがあります。自分の法人でも相談の部分や地域活動支援の部分で関わっていくことになりますし、重層的支援体制整備事業が始まってからは、さらに多岐にわたる相談の方にも対応することになるのだろうなとは思っています。

1点目としては、12ページにあります多機関協働事業のイメージについて、これがどう動いていくのかというのは、想像がつかない部分があります。例えば、児童福祉の児童相談所のイメージですと、虐待の場合など命に関わる部分では緊急的な対応が求められる場合もあります。高齢者についても、虐待への対応などが必要なケースはたくさんあると思いますので、多機関協働のイメージは大体何日ぐらいで対応するイメージで考えられているのかというところをお伺いしたいと思います。

2点目としては、自分たち支援者も高齢化してきておりまして、地域包括支援センターなども年齢が高い方が担われているというイメージがあり、もちろん経験豊富なことはすごく頼もしい反面、今後の若い世代につなげていくことが、この体制整備の要になると思うので、個人だけでその育成ということは実際難しいという現状を考えていくと、次につなげるという部分で、小牧市としてどのようなお考えがあるのかというところです。

3点目としては、2ページのイメージ図で、いろいろな機関が関わるという記載がありますが、その中に医療機関が入っていないことです。虐待にしても衰弱していることについても、そういう方を見つけるのは、その地域の医療機関であることも多いと思いますので、今後必要になってくる医療機関との連携推進というところはどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

長岩会長)

1点目は、この事業で緊急性のあるケースを想定しているのか。緊急性のある場合は別で手段があるという整理なのかもしれませんが。

2点目は、将来的なことも含めて、記載した事業に係る担い手の育成の部分をもどのように考えているのか。

3点目は、医療機関に多機関協働の中に入ってもらおうという考えがあるのかということです。医療機関について、文言として出てきていないのではないかとご指摘ですがいかがですか。

事務局)

1点目の緊急性のあるケースへの対応については、今のところ多機関協働で緊急対応するところまでは考えていないというのが現状です。高齢者の虐待であれば、高齢者の担当部署、こどもの虐待であれば、児童虐待の担当部署が対応することが想定されと考えます。その上で、各関係機関で情報共有をしなければならないというような形になれば、福祉総務課に連絡いただく中で、定例会議は年4回しかないのですが、緊急で関係機関に声をかけることは考えられますが、早くても1週間か2週間程度かかってしまいますので、情報共有する場として重層的支援会議を活用していきたいと考えております。

2点目の担い手育成については、すごく課題だと感じております。ワクティブこまきで市民と団体や地域のマッチングを行う事業を地域づくり事業に位置付けておりますが、地域で活動をやりたいという方をつなぐことで、ボランティアになってもらうなど、地道な形で担い手につながるようにしていくとよいと考えております。

3点目の医療機関との連携についてですが、確かに文面にはあまり記載がありませんが、多機関協働事業のこまきつながる会議の中に、医療機関のソーシャルワーカーの方に実際に来

ていただいたこともありますので、ケースによって必要な医療機関と連携をしながら、進めていけるとよいと考えております。

補足ですが、令和 7 年度から全国一律で重層的支援体制整備事業が実施されるというようなお話がありましたが、こちらは一斉に実施というものではなく、各市町の状況に応じて実施するもので、小牧市においては令和 7 年度から実施するという事で今準備を進めているところです。以上です。

長岩会長)

多機関協働事業では、緊急ケースに対応しないわけではないが、どちらかという、虐待等で緊急性があるものはすでに高齢者・障がい者・児童の分野の部署が対応しているので、その後のサポートの部分で多機関協働事業を必要に応じて活用するという事のようです。

他はいかがでしょうか。

河内委員)

医療機関から退院する時に多問題がある場合には、病院でもこのような会議を実施することを想定しています。先ほど言われたように、病院で問題に気付いたりすることはあると思うので、退院する場合のスピード感もあり難しいかもしれませんが、退院前のカンファレンスでも多機関協働事業が活用できるように考えてもらえるとよいと思います。

長岩会長)

このことについて、事務局いかがでしょうか。

事務局)

退院前のカンファレンスの場合、おっしゃられたようにすぐにでも会議を開催しなければいけないというケースが多いかと思っておりますので、そういったスピード感がもし多機関協働事業に合致すれば、実施することはできなくはないと考えます。既存の制度や仕組みで皆さんが集まってもらう機会があるのであれば、まずそこを活かしていただきながら、多分野にわたる課題があつて、多機関での解きほぐしが必要なケースがありましたら、市の担当課に個別でご相談いただいて、重層的支援会議が開催できればと考えております。以上です。

長岩会長)

支援の対象者が 1 人であり、関係者が既存の枠組みで集まって協議すれば何とかなる場合は、あまり重層的支援体制整備事業の活用は想定しなくて、世帯全体で複数の課題があるようなケースを取り扱っていくというようなイメージだと思いますが、そのような理解でいいですか。

事務局)

支援の対象者が 1 人の場合に必ずしも対象にならないとは限りませんが、やはり世帯の中でいろいろな問題を抱えているところを何とかしたいという部分がメインになってきますので、1 人の支援では既存の仕組みや制度、会議の中で解決に向けて動いていただくことが多いと考えております。

長岩会長)

小林委員はいかがですか。

小林委員)

説明の中では、多分野にわたる問題に対して支援していかななくてはならず、それを福祉総務課がまとめていくということが、本当にできるのだろうかということが心配です。これだけボリュームの多い事業をサービスとして提供していくことができるのかと思いますが、前向きにどうやって実施していくかを考えると、実際に支援した事例をもう少しオープンにした形の情報を提供して、地域住民がどのような支援をしたら良いかが分かるようにすることが必

要ではないかと思います。民生・児童委員、主任児童委員としてどのように活動をしていけば良いのか、どのように協力していけば良いのかということがなかなか見えてこないと感じました。

長岩会長)

本日の会議は計画書の内容についての資料ですが、おっしゃるように、具体的な事例の資料があり、このようにいろいろな機関が関わって支援したとか、重層的支援会議でこのような議論をしたなどといった資料が示されると委員の皆様も自分の関わり方などがもう少し見えてくるとと思いますので今後、そのような資料もお出しいただければと思います。

国が言うには、行政が縦割りではなかなか多問題を抱えた世帯に手が差し伸べられないというところから始まっているということだったと思います。行政は効率的に業務を行うために縦割りになっているのですが、その垣根を少し低くして、まずは行政内部でしっかり連携しようというところです。ご懸念は、よく分かります。

橋本委員)

自分の地域でもいろいろな問題に対して会議や催しを実施して啓発を実施していますが、住民の方から、具体的に困っている、心配だという話はなかなか出てきません。住民の方は専門職の方に直接相談をする方が多いと感じています。そういった狭い範囲での啓発は行っていますが、今日の議題のような大きなテーマになりますと、我々にどのような対応ができるのか心配なところがあります。住民に対しても、もう少し多問題を抱えた場合の対応について教えていただくことが必要ではないかと思います。

長岩会長)

地域の方々に、この重層的支援体制整備事業でどのようなことをお願いしたいのか、あるいは地域づくり事業のところで、どのような関わりがあるのかということについていかがでしょうか。

事務局)

地域の方との関わりについては、個別の相談ケースの現状把握の部分で情報をいただくということが想定されると考えています。重層的支援会議を開催するにあたり、福祉総務課が様々な専門職の方に状況を確認しますが、地域の情報が知りたいときに、民生委員の方や近所の方とのつながりなどについて情報収集を行い、場合によっては会議に来ていただくこともあるかもしれませんので、ご協力をいただければありがたいと考えています。以上です。

長岩会長)

冒頭のご説明の中で、ヤングケアラーも重層的支援体制整備事業の中で想定されている支援対象であるという話がありましたが、このことについて、櫻井委員はご意見ございませんでしょうか。ヤングケアラーであることや、生活困窮のお子さんがいらっしゃるということを学校で発見されることが多いのではないかと思います。重層的支援体制整備事業との関係性やつながりについてはいかがでしょうか。

櫻井委員)

やはり欠席が多かったり、少し疲れてみえたり、いろいろな日常の変化からこどもに声をかける中で、ひょっとして家で家事や介護などをしているのではないかとことをキャッチすることはあります。スクールソーシャルワーカーが学校の中で気になる生徒に接触し、支援機関につなぐことをしているので、そこからいろいろなご家庭が抱える問題が見えてきたときに、重層的支援体制整備事業に繋がっていくのではないかと思います。今のところはまだ何とか既存の制度の中でサポートできているのではないかと考えております。

長岩会長)

皆様ご意見をありがとうございました。今日のところは、特に大きく計画書を修正してほしいというご意見があったわけではないと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進みますので、事務局から説明をお願いいたします。

(2) 介護保険事業の現状について

事務局)

それでは議題2 介護保険事業の現状について、介護保険課から説明させていただきます。皆様にご協力いただき策定いたしました、第9期介護保険事業計画の1年目にあたり、給付費等の現状について、全国、県、それから同規模の他市の状況と比較しながら説明をさせていただきます。

資料2の1ページをお願いします。こちらは小牧市の介護保険料額の推移を示し、棒グラフは、施設サービスや在宅サービスなどの各種給付費実績から算出された必要保険料を、折れ線グラフは小牧市の実際の保険料基準額を示しています。高齢化により認定者は増加しており、必要保険料額は年々上昇しています。第7期の平成30年度から令和2年度までは必要保険料額が保険料基準額を下回っていましたが、令和3年度以降は必要保険料額が上回っている状況が続いております。これは基金を投入することで、第8期の令和3年度から令和5年度の保険料を据え置き、第9期の令和6年度から令和8年度は保険料の引き上げを抑制したことによるものとなります。

2ページの第1号被保険者1人当たり給付月額をご覧ください。在宅サービス・施設サービス・居住系サービスのいずれも、他地域等と比較して、最も低い金額となっております。要因としては、認定率が低いことで、サービス利用者が少ないことが考えられます。また3ページの在宅サービス・施設及び居住系サービスの給付月額を比較したグラフをご覧くださいと、在宅サービス・施設及び居住系サービスのいずれも他地域等と比較して最も低くなっています。

4ページをお願いいたします。サービス種類別にグラフにしたものをお示ししております。多くのサービスについて、ざっと比較すると低くなっています。短期入所生活介護の給付はやや多い状況です。

5ページをお願いします。認定率を介護度別に示し、比較したものになります。他市と比較して小牧市は最も低くなっております。要介護度別で見ると、要介護1の割合が最も高くなっています。認定率が低い要因及び要支援1の割合が高い要因としては、介護ニーズが高い85歳以上の割合が低く、65歳から74歳の前期高齢者の割合が高いことや、健康な高齢者が多いことなどが推察されます。

6ページをお願いいたします。重度認定率と、軽度認定率の分布状況を比較すると、重度・軽度ともに低い水準となっております。

7ページをお願いいたします。受給率は在宅サービス、施設居住系サービスともに低くなっております。

8ページをお願いいたします。在宅サービスの要介護度別、それぞれの受給者1人当たりの給付費を比較したものになります。在宅サービスについては、1人当たりの給付月額は全国並みで、要支援1、2及び要介護4は、他と比較して若干高くなっています。

9ページをお願いいたします。訪問介護の受給者1人当たりの給付額は、他と比較するとかなり高くなっており、1人当たりの利用回数が多いと考えております。

次に資料3をお願いいたします。給付の計画値と実績値についてご覧ください。こちらは令

和 6 年度 4 月から 7 月までの 4 ヶ月間のサービス提供分の実績値と、第 9 期介護保険事業計画の推計値をもとに、4 ヶ月分を比較したものであります。現状ではおおむね計画に近い数字で推移している状況でございます。

以上で議題（2）介護保険事業の現況についての説明とさせていただきます。

長岩会長）

小牧市を他市と比較したときの特徴が、顕著に表れていると思いますが、ご質問やご意見があればご発言をお願いします。認定率が低かったり、認定者が少なかったりすれば、給付費が伸びないというのは単純な図式だと思いますが、いかがでしょうか。

三嶋委員）

小牧市の介護保険の認定者が少ないために保険料が抑えられているので、すごいとは思いますが、他市と比較すると、小牧市は認定が低めに出ているのではないかという意見が過去にあり、そのことに関しては、認定調査のところできちんと適正化がされている効果ではないかという市からの説明があったかと思います。しかしながら、要支援 1 の方が多いところで、他市町だと認知症の一人暮らしの方に要介護の判定が出るケースが多いのですが、小牧市の場合は一人暮らしの認知症で、劣悪な環境にあっても、介護の手間がいらないということで要支援 1 の判定が出る場合があります。そうするとケアマネジャーの方たちは、すごく苦勞をされたり、結局本人が徘徊をしてしまったりするというような大変な状況があるということを感じています。

もう一つは、先ほど小牧市は訪問介護の利用が多いという説明がありましたが、資料の中に住宅型有料老人ホームなど、どこで利用されているかの値が記載されていません。特別養護老人ホームは満杯で、住宅型有料老人ホームに入居される方がすごく多いと感じています。以前だと、住宅型有料老人ホームも空きがあったりしたのですが、今だとなかなか小牧市内で民間の施設も空いていないような状況があると思いますので、訪問介護が一体どこで利用されているのかということについて、もし分析をされているのであれば、教えてください。

長岩会長）

関連して江口委員はいかがでしょう。

江口委員）

三嶋委員がおっしゃったように、同じところを疑問に思っています。

まず、この資料の中に、春日井市や稲沢市が比較対象として挙がっていますが、なぜこれらの市町村を比較対象としたのかという部分をお聞きしたいと思います。

また、認定率のところも、やはり小牧市は他市に比べて低く判定されるのではないかという話を聞きます。それによって保険料を抑えているというのは事実だと思いますが、重度化してくれば介護の手がかかっているのは事実で、職員の確保やお金の部分を考えると、やはり少しその部分も考慮していただけるとありがたいのかなというのが、現実的な話です。

また自分の法人も訪問介護を行っていますが、やはり在宅に何うというよりは、住宅型有料老人ホームに行くケースが増えてきておりまして、それがかなりの部分を占めてきているということを実感として思っています。以上です。

長岩会長）

訪問介護の給付月額が他市よりも相対的に少し高いのは、住宅型有料老人ホームの数が多くて、そこに外部サービスとして入っているという事情ではないかということです。

それから今日の資料で、比較対象になっている刈谷市、稲沢市、春日井市は類似市町村ということで、引き合い出されていると考えますが、そのあたりのご事情をご説明いただければと思います。

事務局)

住宅型有料老人ホームにつきましては、施設に併設された同じ会社の訪問介護の事業所の利用が多いということが想定されますが、具体的な分析というのは行っていません。ご意見をいただきましたので、今後分析をしていきたいと思います。

それから他市の状況について、どうしてこれらの市の数値と比較したのかということについては、人口規模が似通った市と、隣接する市である春日井市を比較対象とさせていただいているためであります。以上です。

橋本委員)

介護保険の認定率が低く、給付費が少なく非常に良い状況ですが、これは小牧市が介護予防としてリハビリテーション連絡会などと連携して長く実施している、こまき山体操や認知症予防の活動などの効果が出ていることが要因なのかが知りたいです。他市町ではそのような介護予防の活動に積極的に取り組まれているのかどうか教えてほしいです。

長岩会長)

個人がどれだけ介護予防の活動に参加して、どれだけ身体機能が向上したかということは分かるかもしれませんが、介護保険の給付費にどのように影響するのかを実証することは、なかなか難しいかもしれません。

橋本委員)

住民の方の中には、健康を維持しようと意識して活動されている方が多くいらっしゃる中で、数値として表れると励みになると思ひまして、発言をさせていただきました。

長岩会長)

このことを実証するためには、相当な数の研究者や研究機関を交えて調査をしなければ難しいと思いますが、河内委員はこのことについていかがですか。

河内委員)

現状として、こまき体操を行っている方に対して、歩行のスピードや立ち上がりの回数などの数値を測定しています。

こまき山体操などで体を動かすことで、認定率が下がったとか、身体機能を維持できているということが分かると、「介護予防として効果がある」と言えるので良いとは思いますが、長岩会長が言われるように、その実証はかなり難しいと考えております。

こまき山体操等に取り組まれた方へどのようにフィードバックするのかを考え、取り組まれた方が分かるようにしていきたいと考えております。

長岩会長)

その他にはお気づきの点や、ご指摘事項等があればお願いしたいと思いますが、いかがですか。

熊澤委員)

こまき山体操1つにしても、評価が難しいという話がありましたが、そのことに関連して発言させていただきます。ボランティアの人が少ない、ボランティアを頼みにくいという現状を見ていますと、地域の歩け歩け大会に参加している方や、今言われたこまき山体操に参加している方など、何か地域の集まりに参加している方の方が、ボランティア活動に参加している確率が非常に高いのではないかと思います。要するに地域のつながりを持っていたらいいということで、評価は難しいということでしたが、見えないところで効果がかなりあるような気がします。将来のために、ボランティア活動を増やすという意味でも、多方面からのつながりも含めていろいろと計画していただきたいと思いますので、意見として発言させていただきます。

長岩会長)

こまき山体操に参加している人のデータから実証することは難しいかもしれませんが、一般データとして、JAGESなどが地域活動に参加していると健康な人が多いというニュアンスのデータがあったと思うので、活動に参加している人に、小牧市のデータではないですが、全国的にこのようなデータがありますということをお伝えするだけでも、励みになると思いますので、ご活用いただければと考えます。

近藤委員はいかがですか。

近藤委員)

介護保険事業の現状についての部分で、小牧市の認定率が低いことだけを見ると、非常に良いことなのかなと思いますが、ケアマネジャーとして訪問する中で、一人暮らしで、排泄や入浴、食事などにかかなり困っていらっしゃる方で、市外、県外のご家族の方が毎週来ていろいろお世話をしていることによって、何とか生活ができていらっしゃるという方が、一人で生活ができていられるとしてとらえられて、要支援1と判定されることがあります。本来、家族の介護負担を軽減したいところですが、要支援1であるために、なかなかサービスが入れられないという方が、結構いらっしゃる方が現状です。

認定調査の時に、私も立ち会うことがあるのですが、認定調査員の方によってかなり差があると感じることがあります。要介護の判定になると予想した方が要支援だったり、ほとんど生活ができているので要支援かなという方が要介護になったりしています。調査員の方に指導されたりして、同じような聞き取りだったりとか、判定の仕方をしていただけると良いのではないかといつも思っています。

また、小牧市は訪問介護が比較的多いということについて、住宅型有料老人ホームに面談に行くことありますが、お部屋から食堂まで車イスで連れて行くだけで20分取られて、「これがサービスなのか」と疑問に思うことがあります。一方で、ご自宅への訪問介護の場合は、おむつ交換して、シャンプーをして、食事介助をしてなど、30分や1時間でできる範囲で精一杯ケアをしてヘルパーの方が頑張られている状況があります。施設の場合と在宅の場合で、同じ時間でも内容がこれだけ違うのに、同じ取り扱いでよいのかというところを考え直した方がよいのではないかと思います。去年の4月くらいに訪問介護の加算が低くなったと記憶していますが、そのことにより、どんどんヘルパーの事業所が減っているというのが現状です。

本来支援が必要な高齢者の方に、必要な支援ができないというところを、もう少し見直していく必要があるのではないかと思います。以上です。

長岩会長)

認定調査の適正化と、給付の適正化についてのご意見だと思いますので、これは事務局にお持ち帰りいただいて、精査していただければと思います。

石田委員はいかがですか。

石田委員)

自分も訪問介護が多いのはどうしてなのかと思ったのと、逆に他市が少ないのであれば、どのような工夫をして、減らしているかということを確認した方がよいのではないかと思います。

また、重層的支援体制整備事業実施計画について、医療機関の記載が少ないというご意見もあったと思いますが、自分たち薬局や歯医者やクリニックなどが具体的にどういう行動をすれば良いのかということが想像できないので、何を求めているのかをもう少し具体的に示していただけると、自分たちも何を行うべきかが見えてくるのではないかと思います。

また今回の重層的支援体制整備事業というのは、問題が発見された人に対して厚くカバー

する制度であるということを強く感じたのですが、問題がまだ発見されていない、今後発見されるかもしれないという人たちに対しては、どのようなアプローチを行うのか、問題を発見するためには民生委員の方が普段訪問する人や、私たちが薬を渡している患者の方に対して早期発見ができるように工夫する方法について見直す必要があるのではないかと思います。以上です。

長岩会長)

加藤委員はいかがですか。

加藤委員)

重層的支援体制整備事業についてですが、現場で皆さんが一生懸命支援をする中で、それぞれの立場で具体的なことが分かっていると思いますが、多職種連携をすることになるので、それを誰がどのようにまとめていくのかということに課題があると考えます。また、個々の支援機関から多機関協働事業へのつなぎ方も大事な部分だと思いますので、基盤になるような団体や部署がうまく機能すると、良い支援ができるのではないかと思います。以上です。

長岩会長)

重層的支援体制整備事業における医療職の人達の役割や行政からの期待みたいなところを、はっきりお示しいただければありがたいというご指摘をいただきました。

アウトリーチという文言が資料に記載がありましたが、誰かが多問題のケースを見つけてくれないと、なかなか連携にもつながりません。そういった役割は、全ての人にあるのではないかと思いますので、関係機関に、将来的にお伝えいただければと思います。

田中副会長はいかがですか。

田中副会長)

皆様から、本当に貴重なご意見をいただきながら、なるほどと思いながら聞いておりました。

小牧市の中で、重層的支援体制整備事業をどのようにつくっていくのかということが、それぞれの皆様の中でご理解いただきながら、いろいろなご意見をいただいたかと思いますが、やはり小牧スタイルとして3つのポイントがあると思います。

1点目は、機動性があるかないかということだと思います。年4回の会議というところで少し引っかかっていたのですが、年4回決まった時に行われる会議だけではなくて、やはり多問題だとか複雑なケースが起きたときには、すぐに会議が開けるようなことも必要になってくるのではないかと、皆様の意見を聞きながら感じました。大変だと思いますが、そういった実際に起きているケースにいかに対応できるのか、そのことを通じて、地域をどのようにつくっていくのかということについても、しっかりとその機動性を活かしていくということが必要ではないかと思います。

2点目は、先ほど加藤委員もおっしゃられましたが、多機関をどのようにとりまとめていくのかということがポイントだと思います。暮らし全般にあたっての問題が幅広く出てくると考えますので、今回の資料だと福祉総務課が中心になられるということですが、いかに必要な機関を集めて、その調整を行っていくか、そのコーディネートの部分が非常に大きな役割ではないかと思います。ですので、しっかりと庁内の中でも連携体制をつくっていただきたいと思いますし、外部の専門職のネットワークがいろいろありますので、そういったところも活用しながら、しっかりとその体制づくりを全体的にとらえていくということが必要だと思います。

3点目は、地域ケア会議とどのように区別し、どのように連動させていくのかというところが必要ではないかと思います。地域包括支援センターが現在行っている多機関での地域ケア

会議の中からも、多問題ケースが出てくると思いますので、そこからつなげていくということと、出口のところで、地域づくりの会議という形で、地域ケア会議を開催することもできると思います。その中に地域づくり事業や参加支援事業などをうまく組み合わせていくということもできるのではないかと思います。

それから、介護保険事業の現状についての部分について、別の会議で介護予防事業をしっかりとやっていくことで、小牧市の介護認定率が下がったという資料を見たのではないかと記憶しています。全国的に見ても地域福祉計画などを策定した時の認定率の推計というのがありますが、その推計値が、計画づくりのときよりも、現時点では少ないかどうかというところが1つの目安になるのではないかと思います。以上です。

長岩会長)

重層的支援体制整備事業を実施しようと思うと、新たに会議が設定されますが、田中副会長からご指摘があった地域ケア会議があったり、障がい者の分野では自立支援協議会があったり、既存の会議があり、会議が増えることが必要かどうかという視点もあると思いますので、既存の会議もうまく活用しながら進めていただければと思います。

また、多機関協働事業がかなりポイントになりますが、専門機関の方々は、まず自分のところの領域で課題がある中で、多職種の間で価値観が違うことがあるかもしれないので、そのあたりも課題になるかもしれません。例えば、8050の世帯を支援する場合、80歳代の高齢者を支援している機関の価値観と50歳代の障がい者を支援している機関の価値観が違うこともあります。そのあたりをしっかりと擦り合わせていかないと、なかなか同じ土俵で協議ができないところもありますので、そのこともぜひお含みおきいただければと思います。

それではこの議題はここまでとさせていただきます。

3. その他

長岩会長)

その他について、事務局から何かありますか。

事務局)

2点ございます。

1点目は、議事録についてです。本日の委員会の議事録作成後、委員の皆様へ送付いたしますので、内容の確認をお願いします。

2点目は、次回の会議についてです。次回は、来年度になりますが、7月24日、木曜日の午後1時30分から、本庁舎6階の601会議室を予定しております。詳細につきましては、改めて通知をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

「その他」につきましては、以上です。

長岩会長)

ありがとうございました。議題以上となりますので事務局にお返しいたします。

事務局)

本日は、長時間にわたりありがとうございました。

これをもちまして、令和6年度第2回小牧市地域包括ケア推進計画推進委員会を終了とさせていただきます。

皆様、お帰りの際は交通事故にお気をつけいただきますようよろしくお願いいたします。昨年11月1日に道路交通法の改正があり、自転車運転中にスマホなどを手に持ち乗りながら通話や画面を注視する行為と自転車の酒気帯び運転が罰則対象になりました。自転車は、非常に便利な乗り物ですが、一つ間違えれば、事故を引き起こす凶器にもなり、事故に巻き込まれる危険

性があります。「自転車も車両」であるという意識を持ち、ヘルメット着用等交通ルールを守って利用していただきますようにお願いします。

本日は誠にありがとうございました。

4. 閉会